

令和 7 年度 経海 B 委第 14 号 三保飛行場利活用促進検討業務  
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

静岡市経済局海洋政策部 B X 推進課が委託する「令和 7 年度 経海 B 委第 14 号 三保飛行場利活用促進検討業務（公募型プロポーザル方式）」に係る契約候補者特定のための公募型プロポーザルの実施については、関係法令に定めるもののほか、この要領によるものとする。

2 業務の概要

（１）業務名 令和 7 年度 経海 B 委第 14 号  
三保飛行場利活用促進検討業務

（２）業務目的

本業務は、令和 6 年度策定の「三保飛行場利活用計画」に基づき、令和 7 年度以降の三保飛行場の利活用状況をモニタリングし、施設の有効利活用の在り方と効率的な管理運営体制を確立するため、管理運営規定や事業スキームを検討することを目的とする。

（３）業務内容

① 三保飛行場の利活用状況の整理

ア 利活用状況のモニタリング

三保飛行場の利用状況について、利用者情報（民間事業者、公的機関、団体など）や利用目的を整理する。

イ 三保飛行場の利活用ニーズの調査

三保飛行場の利用者に対し、今後の利用に向けた改善点要望等のヒアリングを実施する。

ウ 維持管理費や収入見込みの調査

三保飛行場に必要な設備（格納庫等）を整備した際の維持管理費に対し、利用者から収入すべき利用料の調査を実施する。

エ 三保飛行場の利用目的の範囲に関する調査

三保飛行場は、公共海岸で各種環境保護が必要な地域に静岡市が設置しており、「公益的目的」による利用を想定している。このため、実際の様々な利用申請・相談の状況を踏まえ、三保飛行場の利用目的や用途について、公共性を担保しつつ広く産業振興を図るために必要と認められる利用目的とそうではない利用目的を整理する。

② 事業スキーム（案）の検討

①の調査を踏まえ、官民分担及び民間事業者による運営可能性を検討し、業務範囲やこれを含む事業条件（契約期間、民間事業者の参加資格要件など）、契約形態等の事業スキ

ーム（案）を整理するとともに、事業スキーム（案）に関する官民対話の実施を支援し、その結果を事業スキーム（案）に反映する。

### ③ 管理運営規定（案）の検討

民間事業者が施設の管理運営を行う上での業務内容、管理水準、リスク分担等を取りまとめた管理運営規定（案）の策定を行う。検討にあたっては、先行事例等から、想定される業務内容及び管理水準を整理し、静岡市と協議のうえ管理運営規定（案）を策定する。

### ④ 利活用促進資料作成

三保飛行場の利活用の促進を図るため、三保飛行場の利活用の施設概要や利活用用途、方法に関する広報資料、リーフレットの作成を行う。

### ⑤ 報告書作成

本業務内容に定められた事項について、調査・検討結果を報告書にとりまとめる。

### ⑥ 打合せ協議

本業務について、業務着手時 1 回、中間 3 回、成果品納入時 1 回の計 5 回打合せ協議を実施する。

（４）委託期間 契約締結日より令和 8 年 3 月 20 日（金）まで

（５）契約上限金額 5,000,000 円（消費税及び地方消費税 10%を含む）

## 3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

申請日から見積執行（徴収）日までの間、次に掲げる条件をすべて満足している単体企業又は設計共同体であること。設計共同体の場合、(1) (2) (3) (4) (5) (10) については構成員すべてが、(6) (7) (8) (9) については設計共同体として要件を満たしていること。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（３）暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。

（４）静岡市入札参加停止等措置要綱（令和 6 年 4 月 1 日施行）による入札参加停止措置の期間中でないこと。

（５）国税及び地方税の滞納がないこと。

- (6) 静岡市における建設関連業務委託に係る競争入札参加資格のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係る競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (7) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）に基づく「都市計画及び地方計画部門」および「港湾及び空港部門」の登録を受けていること。
- (8) 以下に示す、いずれかの同種業務について、平成 26 年 4 月 1 日以降に完了した実績を有すること。

- ・同種業務：①離着陸施設（空港等）の計画、設計に関する業務
- ②官民連携による施設整備運営の計画に関する業務

- (9) 以下に示す、アを満たす管理技術者を当該業務に配置できること。なお、参加表明書の提出期限までに当該登録を受けていない場合にも登録資格を有していれば参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該登録の登録申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに登録を受け、登録書の写しを提出しなければならない。

また、管理技術者は担当技術者を兼ねることができるが、この場合、「予定技術者の技術力と実施体制」の評価は、管理技術者として評価を行い、担当技術者としての評価は行わないものとする。

ア技術士（建設部門「都市及び地方計画」）又は建設部門「港湾及び空港」）の資格を有する者

- (10) 参加表明書の提出期限までに上記条件にかかる資格登録を受けていない場合にも登録資格を有していれば参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該登録の登録申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに登録を受け、登録書の写しを提出しなければならない。

#### 4 審査スケジュール

| 内容                             | 期間                            | 注意事項                                                |
|--------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 質問受付                           | 令和 7 年 10 月 8 日（木）17 時まで      | 質問書【様式 6】に記載の上、電子メールで提出してください。電話・FAX 等での質疑応答は行いません。 |
| 質問に対する回答                       | 令和 7 年 10 月 22 日（水）12 時まで     | 質問者に対し、電子メールで送付するとともに、ホームページで公開します。                 |
| 企画提案書提出（プロポーザル参加申請書等提出書類一式を含む） | 令和 7 年 10 月 23 日（木）12 時まで（必着） | 郵送又は持参してください。<br>提出場所：静岡市経済局海洋政策部 BX 推進課（浪漫館 14 階）  |

|                             |                               |                           |
|-----------------------------|-------------------------------|---------------------------|
| 書類選考                        | 令和7年10月28日(火)から令和7年11月7日(金)まで | 応募者が1者に満たない場合は書類選考を行いません。 |
| 審査結果の通知                     | 令和7年11月14日(金)以降               |                           |
| 契約候補者とならない者が説明を求めたときの説明要求期限 | 令和7年11月17日(月)時まで              |                           |
| 説明要求に対する回答                  | 令和7年11月19日(水)17時まで            |                           |

## 5 提出書類等

- (1) 【様式1】プロポーザル参加申請書(1部)
- (2) 【様式2】会社概要書(1部)
- (3) 【様式3】同種業務実績報告書(1部)
- (4) 【様式4】暴力団排除に関する誓約書兼同意書(1部)
- (5) 【様式5】企画提案書(紙媒体8部、データ1部)
- (6) 商業登記簿謄本(1部)※コピー可
- (7) 貸借対照表、損益計算書(直近1年度分)(1部)※コピー可
- (8) 納税証明書(申請日前3ヶ月以内に証明されたもの)
  - ① 消費税納税証明書(1部) その3又はその3の3
  - ② 市民税納税証明書(1年度分: 1部ずつ)
- (9) 見積書(1部)
- (10) (該当がある場合のみ) 【様式7-1】設計共同体協定書(1部)

## 6 企画提案書の作成について

### (1) 【様式5】企画提案書作成方法

企画提案書は、下記事項について、社名等を特定できないように、様式に従い、簡潔にまとめ、提出すること。

#### ①業務実施体制【A4片面】

※配置予定の技術者について1部ずつ記載すること。

#### ②業務実施方針、着眼点・取り組み姿勢、調査の企画設計【A4片面4枚(またはA3片面2枚)以内】

※図や文字は読みやすさに留意し、過度に小さなサイズを使用しないこと。

#### ③ 工程表【A4片面1枚】

想定する業務の工程、スケジュールについて記載すること。

### (2) 提出時の媒体、形式について

企画提案書は、紙媒体 8 部（正本 1 部及び副本 7 部）及び電子媒体（CD-R）1 部を提出してください。電子媒体に納めるファイル形式は、MicrosoftWord、MicrosoftPowerPoint、MicrosoftExcel、PDF 形式のいずれかとしてください。

### （3）企画提案作成の参考資料

企画提案書の作成にあたっては、以下の資料を参考にすること。

#### ①三保飛行場ホームページ（静岡市ホームページ内）

URL: <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s7524/s013063.html>

#### ②三保飛行場利活用計画（令和 6 年度検討業務成果）

URL: <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s7524/s013069.html>

※資料は、静岡市役所 B X 推進課にて閲覧可能とする。（データの貸与可）

資料の閲覧、貸与を希望する場合は事前に電話連絡すること。

（静岡市役所 B X 推進課 TEL：054-354-2656）

## 7 内容等についての質問の送付について

（1）質問の受け付けは、4 審査スケジュール記載の日程で行う。

（2）質問は、【様式 6】質問票を用い、提出は、持参、郵送、電子メールいずれの方法でも可とする。但し、電子メールで送信する場合はその旨を電話で連絡すること。

（3）質問文書には、回答を受ける方の会社名、氏名、メールアドレス、電話番号を併記すること。

## 8 見積参加者の特定及び決定

（1）企画提案審査会において、提出された企画提案書を審査及び評価し、最も評価の高い者を見積参加予定者として特定する。ただし、評価の最も高い者が 2 者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を見積参加予定者として特定することとし、また、見積額の最も低い者が 2 者以上あるときは、当該者のくじ引きにより見積参加予定者を特定する。その後、評価結果を静岡市商工部委託業者等選定部会に諮り見積参加者を決定する。

### （2）審査項目及び配点

【様式 5】企画提案書に関する審査項目および配点（合計 100 点）は下記のとおりとする。

#### ①予定技術者の技術力と実施体制について

・管理技術者、担当技術者の技術力と実施体制 配点 30 点

※配置予定技術者の取得資格、当該部門従事期間、同種業務実績により評価する。

#### ②企画提案書審査について

・業務実施方針 配点 10 点

・業務の着眼点、取り組み姿勢など 配点 50 点

・業務の企画設計及び工程表 配点 10点

※各項目の記載のわかりやすさ、本業務推進に係る適格さにより評価する。

上記について、5名の審査員が評価し、500点満点で最も高い点数を得た者を選定する。ただし、その場合でも一定基準以下の著しく低い評価が一部含まれる場合等に、審査会で協議し、選定しない場合もある。

(3) 企画提案審査会の審査結果については全ての提案者に通知する。

## 9 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とします。

- (1) 提出すべき書類に不足や虚偽の記載があった場合。
- (2) 業務上限金額を越える見積金額を提示した場合。
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (4) その他この書面に示した条件に適合しない場合。

## 10 契約手続き等

選定結果を踏まえ決定された見積参加予定者と速やかに契約内容について調整後、見積執行を行い、随意契約の締結手続きを行う。

## 11 暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 本業務の受託者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
  - (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに委託者に報告すること。委託者への報告は必ず文書で行うこと。
  - (3) 受託者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、委託者と協議を行うこと。
- ※不当介入を受けたにもかかわらず警察及び委託者への通報(報告)等を怠った場合は、入札参加資格停止の措置を受けることがある。

## 12 その他

- (1) 提出していただいた書類等は、返却しません。
- (2) 提出書類作成に係る費用は、提案者の負担とします。
- (3) 提出期限以降に関係書類の差し替えや再提出は認めません。
- (4) 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできません。
- (5) 提出書類について本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがあります。

- (6) 提出書類は契約候補者選定の目的以外に使用しません。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地域を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示します。

13 事務局（問合せ先）

〒 424 - 0943

静岡県静岡市清水区港町2丁目10番1号 浪漫館14階

静岡市経済局海洋政策部 BX 推進課 BX 推進係 担当者：今川、山本

電 話：054-354-2656

メール：bx-suishin@city.shizuoka.lg.jp